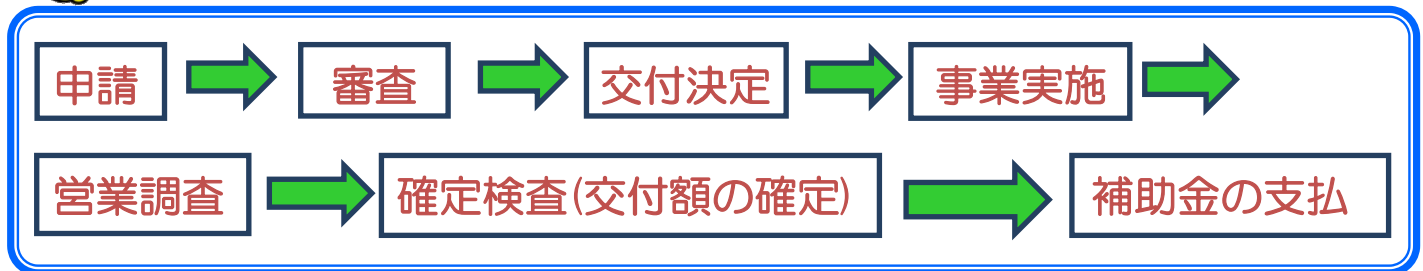


宜野湾市内で事業を開始された事業者のみなさん!!

「宜野湾市空き店舗対策事業」家賃補助

 お手続きの流れ



1. 家賃補助期間：令和6年9月～令和7年2月までの **家賃の2分の1**
【上限:5万円 最大6ヶ月】

※応募多数の場合、予算の範囲内で補助額を調整することがあります。

2. 募集期間：令和6年6月3日（月）～7月31日（水）

3. 次の要件をすべて満たす事業者を対象とします。

- (1) 令和5年8月1日から令和6年7月31日の期間に市内空き店舗において開業した者
- (2) 契約期間が1年以上ある賃貸借契約を交わしている者
- (3) 次に掲げる要件をすべて満たす店舗を賃借する者。（新築及び改築を含む）
 - ア おおむね1ヵ月程度連続して事業が行われていない店舗
 - イ 1階又は2階の店舗
- (4) 宜野湾市内の空き店舗において積極的に自ら事業を営んでいる者
- (5) 中小企業基本法第2条に基づく中小・小規模企業
- (6) 市内で営業している店舗から空き店舗へ移転することにより、移転前の店舗を休業又は廃業としない者
- (7) 空き店舗所有者と同一世帯又は生計を一にするものでない者
- (8) 市町村税（国民健康保険税を含む）を滞納していない者
- (9) 商店街等への集客効果が期待できる事業を営む者（主に飲食業、サービス業、小売業等）

【申請・問い合わせ先】

宜野湾市商工会（宜野湾市真志喜 1-11-11）

TEL：098-897-0111

受付時間：平日8時30分～17時15分（土日・祝祭日除く）

商工会が応援します！

※詳細は下記連絡先、または宜野湾市商工会HPをご確認ください。

<https://www.ginowan.or.jp/>



● 必要書類一覧（家賃補助） ●

個人事業者の場合

- ①空き店舗対策事業補助金交付申請書
および付属資料
- ②空き店舗所有者及び管理者との賃貸借
契約書（写し）
- ③市町村税（国民健康保険税を含む）の
滞納のない証明書（完納証明書）
- ④申請者の情報利用に関する同意書
- ⑤許認可が必要な業種は証明書の写し
- ⑥賃借した店舗の外観写真、内観写真、地図
- ⑦確定申告書（写し）
※決算期を1度も迎えていない場合は開業
届出書（写し）

法人事業者の場合

- ①空き店舗対策事業補助金交付申請書
および付属資料
- ②空き店舗所有者及び管理者との賃貸借
契約書（写し）
- ③市町村税（法人及び代表者）の滞納のない
証明書（完納証明書）
- ④申請者の情報利用に関する同意書
- ⑤許認可が必要な業種は証明書の写し
- ⑥賃借した店舗の外観写真、内観写真、地図
- ⑦直近期の決算書（写し）
※決算期を1度も迎えていない場合は法人
設立届出書（写し）
- ⑧法人商業登記簿謄本



申請の際は、上記書類をご準備のうえ 7月31日までにご提出下さい。

（注）次のいずれかに該当する方は補助対象となりません。

- （1）法令に違反する事業及び公序良俗に反する事業
- （2）政治活動及び宗教活動に関連する場合
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象
となる営業に係るもの又はこれに類する事業
- （4）宜野湾市暴力団排除条例（平成23年9月30日 条例第14号）第2条（1）に規定する
暴力団又は同条（2）に規定する暴力団員等のいずれかに該当するもの
- （5）原則として、週5日未満の営業の店舗
- （6）無人型店舗
- （7）商業施設等のテナント型店舗
- （8）店舗の賃借料を対象として、国・県等の補助金等の交付を受け、又は、受ける予定の者